



新型コロナの影響を  
受けている

石川県の  
事業者の  
みなさまへ

延長!

令和3年  
2月15日まで

# 石川県 経営持続支援金

主な要件	国の持続化給付金を受けた事業者
支援内容	中堅・中小企業 <b>一律 50万円</b> 個人事業主 <b>一律 20万円</b> <small>(国の持続化給付金受給者へ給付)</small>
申請期間	令和2年6月30日～令和3年2月15日 <small>※国の持続化給付金と同じ申請期限</small>

申請先

郵送による申請

オンラインによる申請

〒920-0864 金沢市高岡町 12-45 ロイヤルシャトー南町A  
石川県経営持続支援金・家賃支援給付金事務センター  
※封筒の裏面には差出人のご住所・氏名(ご担当者)を記載願います。

<https://ishikawa-shienkin.jp/keieijizoku/>

裏面も  
ご覧  
ください

お問い合わせ先

石川県事業者支援ワンストップコールセンター

076-225-1920

対応時間 平日9時～18時

E-mail : [ishikawaonestop@jtb.com](mailto:ishikawaonestop@jtb.com)

3月末まで土日祝も対応

〈石川県〉

# 12月以降の申請特例について

令和2年12月1日以降に申請する場合、国の持続化給付金の受給がなくても、国へ持続化給付金の申請をしている事実をもって県支援金の申請をすることができます。申請方法は以下のとおりです。

- ① 令和3年2月15日(月)までに申請してください。  
申請に必要な書類は、以下のとおりです。

- (1) 石川県経営持続支援金申請書 (様式1)
- (2) 国の持続化給付金のマイページの写し (様式6)
- (3) 本人確認書類 (様式4)  
(運転免許証(表面および裏面)、パスポートなど)の写し

※(3)は個人事業主の場合のみ提出

- ② ①の申請後、国の持続化給付金を受給した場合は、速やかに下記の書類を提出(封筒に「追加書類」と記載)してください。

- (4) 国の持続化給付金の給付通知書(はがき)の写し (様式2)
- (5) 国の持続化給付金の入金記載された通帳の写しを提出 (様式3)

- ③ ②の書類の確認ができ次第、お支払い手続きを行います。

## 国の持続化給付金の申請について

県の経営持続支援金の申請には、国の持続化給付金の申請が必要です。国では、必要書類の準備に時間を要するなど、当初の申請期限(令和3年1月15日)では間に合わない事情がある方について、その申請期限を令和3年2月15日まで延長しております。

この延長による申請を行うには、令和3年1月31日までに国に延長の申込を行う必要があります。詳しくは国のホームページをご確認ください。

国HP：<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>

お問合せ先

石川県事業者支援ワンストップコールセンター

電話

076-225-1920

対応時間 平日9時～18時

3月末まで土日祝も対応